

平成 30 年 9 月 11 日

平成 30 年第 3 回美浦村議会定例会議案

美 浦 村 議 会

議 案 目 次

- 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第 1 号 教育委員会委員の任命について
- 議案第 2 号 美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 号 美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 美浦村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 美浦村居宅介護支援事業実施条例を廃止する条例
- 議案第 7 号 美浦村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 9 号 平成30年度美浦村一般会計補正予算（第3号）
- 議案第10号 平成30年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第11号 平成30年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第12号 平成30年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第13号 平成30年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第14号 平成30年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第15号 平成29年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第16号 平成29年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第17号 平成29年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第18号 平成29年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

- 議案第 19 号 平成 29 年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
議案第 20 号 平成 29 年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
の件
議案第 21 号 平成 29 年度美浦村水道事業会計決算認定の件
議案第 22 号 平成 29 年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の
件

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定によって、議会の意見を求める。

平成30年9月11日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村大字土浦1741番地

氏 名 浅野重人
昭和30年3月22日生

議案第1号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成30年9月11日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村大字大谷241番地1

氏 名 山 崎 満 男
昭和24年3月15日生

議案第 2 号

美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成 30 年 9 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年美浦村条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準」を

「第 5 節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第 59 条の 20 の 2 ・ 第 59 条の 20 の 3）

第 6 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準」

に改める。

第 2 条中第 6 号を第 7 号とし，第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第6条第1項第2号中「訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）交通事情」を「訪問介護員等 交通事情」に改め、同条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第5項中「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第6条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第10項」を「第14項」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第39条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第47条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第59条の25中「9人」を「18人」に改める。

第59条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第59条の38中「第34条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス

（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。），指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。），指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。），指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい，主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい，主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は，次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。），指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。），指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。），指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が，当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定す

る指定生活介護をいう。), 指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。), 指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。), 指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため, 指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで, 第15条から第18条まで, 第20条, 第22条, 第28条, 第34条から第38条まで, 第41条, 第53条及び第59条の2, 第59条の4, 第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は, 共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において, 第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。)」と, 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と, 第34条「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と, 第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し, 夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し, 夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と, 第59条の9第4号及び第59条の10第5項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と, 第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と, 第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第

20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。)」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加え、同条第2項中「第82条第7項」の次に「及び第191条第8項」を加える。

第82条第1項中「小規模多機能型居宅介護、」を「小規模多機能型居宅介護」に、「及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)」を「, 指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院」に改め、同条第7項中「以下「本体事業所」」を「以下この章において「本体事業所」」に改める。

第83条第3項, 第84条, 第103条第3項, 第111条第2項及び第112条中「介護老人保健施設」の次に「, 介護医療院」を加える。

第117条中第7項を第8項とし, 第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は, 身体的拘束等の適正化を図るため, 次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに, その結果について, 介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第125条第3項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第130条第4項中「看護職員のうち1人以上，及び介護職員のうち」を「看護職員及び介護職員のうちそれぞれ」に改め，同項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加え，同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「，作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め，同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第138条中第6項を第7項とし，第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第151条第3項ただし書中「以下この条において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準条例第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニ

ット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「，作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第153条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第182条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹

底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第191条第1項中「本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「第82条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「第82条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規

模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定する「サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第191条中第10項を第14項とし、同項の前に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第191条中第9項を第12項とし、第8項を第11項とし、第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿

直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第193条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第194条第1項中「25人」を「29人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」に改め、同条第2項第1号中「、登録定員」を「登録定員」に改め、同号表以外の部分中「利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加える。

第195条第2項第2号（エ）中「ハの個室」を「ウの個室」に改め、同号に次のように加える。

（オ） 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第199条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第202条中「「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と」の次に「、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第

13項」と」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(病院又は診療所の病床の転換に係る経過措置)

第2条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第

130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第7条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

第3条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合

計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

(2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

第4条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

第5条 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設，介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，置かないことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適當数

第6条 第132条の規定にかかわらず，療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては，併設される介護老人保健施設，介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより，当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室，便所及び食堂を設けないことができる。

議案第3号

美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成30年9月11日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年美浦村条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を，「特定施設」の次に「をいう。以下同じ。）」を加える。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型

指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加える。

第44条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を「，指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院」に改める。

第45条第3項，第46条，第60条第3項，第72条第2項及び第73条中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行し，平成30年4月1日から適用する。

議案第 4 号

美浦村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成 30 年 9 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

美浦村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条
例（平成 30 年美浦村条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 31 条」を「第 32 条」に、「第 4 章 基準該当居宅介護支援に
関する基準（第 32 条）」を「第 4 章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第
33 条）」に改める。

第 3 条第 3 項中「居宅サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者等」に、
「公正かつ中立」を「公正中立」に改め、同条第 4 項中「介護保険施設」の次
に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成

17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第5条を次のように改める。

(介護支援専門員の員数)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第1項中「（以下単に「管理者」という。）」を削り、同条第2項中「管理者」を「前項に規定する管理者」に、「介護支援専門員」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員」に改め、同条第3項中「管理者」を「第1項に規定する管理者」に改める。

第7条第1項中「第20条」を「第21条」に改め、同条第2項中「作成されるものであること」を「作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること」に改め、同条第5項本文中「第3項に規定する」を「前項の規定による」に、「書面」を「文書」に改め、「第1項に規定する重要事項について」を削り、「電磁的方法による提供を」を「第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によって」に改め、同項ただし書中「第3項に規定する」を「前項の規定による」に改め、同項を同条第8項とし、同項の前に次の2項を加える。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

第7条第4項中「電磁的」を「前項に掲げる」に改め、「当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられた」を削り、「書面」を「文書」

に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項前段中「家族からの」を「家族から」に、「書面」を「文書」に改め、「代えて」の次に「、第7項で定めるところにより」を加え、「同項に規定する」を「当該文書に記すべき」に改め、「（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）」を削り、「規則で定める」を「次に掲げる」に改め、同項後段中「書面」を「文書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のア又はイに掲げるものア
指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第7条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第12条中「事業者は、」の次に「当該指定居宅介護支援事業所の」を加え、「監督」を「指導」に改める。

第13条第1項中「際には、」を「際に」に改め、同条第2項中「前項に定めるもの」を「前項の利用料」に、「利用者から、規則で定める費用の額の支払を」を「利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問

して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から」に改め、同条第3項中「前項の」を「前項に規定する」に改める。

第15条の見出し中「基本取扱方針」を「指定居宅介護支援の基本取扱方針」に改める。

第16条の見出し中「具体的取扱方針」を「指定居宅介護支援の具体的取扱方針」に改め、同条第9号ただし書中「ただし、」の次に「利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他の」を加え、同条第12号中「この号において」を削り、同条中第27号を第30号とし、第21号から第26号までを3号ずつ繰り下げ、第20号を第23号とし、同号の前に次の1号を加える。

(22)前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
第16条中第19号を第21号とし、同号の前に次の1号を加える。

(20)介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に当該回数以上の訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第16条中第18号を第19号とし、第14号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14)介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第32条中「前2章」の次に「（第29条第6項及び第7項を除く。）」を加え、「第20条」を「第21条」に、「第32条において準用する第20条」を「第33条において準用する第21条」に改め、同条を第33条とする。

第31条第1項中「整備しなければならない」を「整備しておかなければな

らない」に改め、同条第2項中「指定居宅介護支援を提供した」を「その完結の」に改め、同項第2号中「利用者」を「個々の利用者」に改め、同号イ中「アセスメント」を「第16条第7号に規定するアセスメント」に改め、同号ウ中「サービス」を「第16条第9号に規定するサービス」に改め、同号エ中「モニタリング」を「第16条第15号に規定するモニタリング」に改め、同項第3号から第5号までを次のように改める。

(3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章中第31条を第32条とし、第30条を第31条とする。

第29条第1項中「場合は」を「場合には」に、「当該利用者」を「利用者」に改め、同条第3項中「速やかに、損害賠償を」を「損害賠償を速やかに」に改め、同条を第30条とする。

第28条の見出し中「苦情への対応」を「苦情処理」に改め、同条第1項中「指定居宅サービス等に係る利用者又は」を「指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及び」に、「対応するために、苦情の処理の体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない」を「対応しなければならない」に改め、同条第2項中「苦情の申出を受けたとき」を「苦情を受け付けた場合」に改め、同条を第29条とする。

第27条第1項中「及び」の次に「指定居宅介護支援事業所の」を加え、同条を第28条とする。

第26条中「場合にあっては、虚偽又は誇大な広告をして」を「場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであって」に改め、同条を第27条とする。

第25条第2項中「当該指定居宅介護支援事業所の」を削り、「漏らすことが」を「漏らすことの」に改め、同条第3項中「場合にあっては」を「場合は」に、「利用者」を「当該利用者」に、「書面」を「文書」に改め、同条を第26条とする。

第24条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条を第23条とする。

第21条第2項ただし書中「については、」を「については」に改め、同条第3項中「向上のための」を「向上のために、その」に改め、同条を第22条とする。

第20条中「運営規程を定めておかなければならない」を「重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする」に改め、同条第6号中「前各号に定めるもののほか、」を「その他」に改め、同条を第21条とする。

第19条を第20条とする。

第18条の見出し中「利用者等」を「利用者」に、「情報提供」を「通知」に改め、同条第1項中「利用者が正当な理由なく、介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、その旨を市町村に情報提供」を「指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

第18条第2項及び第3項を削り、同条を第19条とする。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載し

た文書を提出しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準
該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な
情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託
している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しな
なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただ
し、第16条第20号の規定は、平成30年10月1日から施行する。

議案第 5 号

美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成 3 0 年 9 月 1 1 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例

美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例（平成 2 7 年美浦村条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

目次中「・第2条」を「～第3条」に改め、「第2章 指定介護予防支援事業者の指定に関する基準（第3条）」を削り、「第3章」を「第2章」に、「第4章」を「第3章」に、「第5章」を「第4章」に、「第6章」を「第5章」に改める。

第1条中「第115条の22第1項及び同条第2項」を「第115条の22第2項第1号及び第2号並びに第115条の24第1項及び第2項」に、「指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）の指定並びに指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）及び基準該当介護予防支援（法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）」を「指定介護予防支援等」に、「指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援」を「指定介護予防支援等」に、「係る基準」を「関する基準等」に改める。

第2条第1項中「指定介護予防支援」の次に「（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「置かれている環境」を「その置かれている環境」に改め、同条第3項中「指定介護予防支援事業者」の次に「（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第4項中「村」を「市町村」に改め、「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第2章の章名を削る。

第3条の見出し中「に係る基準」を削り、同条第1項を次のように改める。
法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

第3条第2項及び第3項を削る。

第3章を第2章とする。

第6条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条第1項中「家族」を「その家族」に、「当該利用申込者」を「利用申込者」に改め、同条第2項中「作成されるものであること」を「作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第3項」を「第4項」に改め、

同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、「電子計算機と」の次に「，」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「ファイル」を「ファイルへ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「家族からの」を「家族から」に改め、同項第1号中「回線通じて」を「回線を通じて」に改め、同項第2号中「調整」を「調製」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第10条第2項中「場合には」を「場合は」に改め、同条第3項中「30日前まで」を「30日前」に改める。

第14条中「次の各号」を「次」に改める。

第15条の見出し中「代理」を「法定代理」に改め、同条第1項中「村」を「市町村」に、「第41条」を「法第41条」に改め、同条第2項中「村」を「市町村」に改める。

第17条の見出し中「村」を「市町村」に改め、同条中「次の」の次に「各号の」を加え、「村」を「市町村」に改め、同条第1号中「理由」を「正当な理由」に改める。

第24条第3項中「利用者」を「当該利用者」に改める。

第27条第3項及び第4項中「村」を「市町村」に改める。

第28条第1項中「速やかに村」を「，速やかに市町村」に改める。

第29条中「事業所」を「指定介護予防支援事業所」に改める。

第30条第2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「第12号」を「第14号」に改め、同項第2号エ中「第14号」を「第16号」に改め、同号オ中「第15号」を「第17号」に改め、同項第3号中「村」を「市町村」に改める。

第4章を第3章とする。

第32条第2号中「説明を行う」を「説明を行うものとする」に改め、同条第9号中「作成のために」の次に「，利用者及びその家族の参加を基本としつつ，」を加え、「召集」を「招集」に改め、同条中第27号を第30号とし、

第26号を第29号とし、同条第25号中「サービス若しくは」を「サービス又は」に改め、同号を同条第28号とし、同条第24号を同条第27号とし、同条第23号中「位置づける」を「位置付ける」に改め、同号を同条第26号とし、同条中第22号を第25号とし、第21号を第24号とし、同号の前に次の1号を加える。

(23)前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第32条第20号中「以下」を「次号及び第24号において」に改め、同号を同条第22号とし、同条中第19号を第21号とし、第18号を第20号とし、同条第17号中「第12号」を「第13号」に、「第13号」を「第14号」に改め、同号を同条第19号とし、同条第16号を同条第18号とし、同条第15号中「第13号」を「第14号」に改め、同号イ中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等の基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削り、「第116条」を「第117条」に改め、同号を同条第17号とし、同条第14号中「位置づけた」を「位置付けた」に改め、同号を同条第16号とし、同号の前に次の1号を加える。

(15)担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第32条第13号を同条第14号とし、同条第12号中「事業所」を「事業者」に、「介護計画（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第39条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）」を「看護計画書」に改め、「1月」の次に「に」を加え、同号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

(12)担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス

事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第5章を第4章とする。

第34条中「第3章から前章（第27条第6項及び第7項を除く。）まで」を「前3章（第27条第6項及び第7項を除く。）」に改める。

第6章を第5章とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

議案第6号

美浦村居宅介護支援事業実施条例を廃止する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成30年9月11日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村居宅介護支援事業実施条例を廃止する条例

美浦村居宅介護支援事業実施条例（平成12年美浦村条例第25号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

美浦村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成30年9月11日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

美浦村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和56年美浦村条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第36条の2第1項」を「第36条の3第1項」に改める。

第3条中「第36条の2第1項」を「第36条の3」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 8 号

美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成 30 年 9 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年美浦村条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

教育支援委員会委員	委員長	5,500 円	〃	〃
	委員	5,000 円	〃	〃

」の次に

「

美浦村立小学校あり方 検討委員会委員	委員長	5,500 円	〃	〃
	委員	5,000 円	〃	〃

」を加える。

別表第 2 中

「

教育振興基本計画策定委員会委員

」の次に

「

美浦村立小学校あり方検討委員会委員

」を加える。

第2条 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

地域福祉計画策定員会 委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃

」の次に

「

美浦村自殺対策協議会 委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
美浦村在宅医療・介護連 携推進協議会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
美浦村認知症総合支援 協議会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃

」を加える。

別表第2中

「

地域福祉計画策定員会委員

」の次に

「

美浦村自殺対策協議会委員
美浦村在宅医療・介護連携推進協議会委員
美浦村認知症総合支援協議会委員

」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成30年4月1日から適用する。

議案第9号

平成30年度美浦村一般会計補正予算（第3号）

平成30年度美浦村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57,364千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,151,762千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年9月11日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金		4,000	637	4,637
	1 地方特例交付金	4,000	637	4,637
10 地方交付税		880,000	66,597	946,597
	1 地方交付税	880,000	66,597	946,597
15 県支出金		507,616	819	508,435
	2 県補助金	301,477	819	302,296
17 寄附金		95,798	10,100	105,898
	1 寄附金	95,798	10,100	105,898
18 繰入金		401,895	△172,227	229,668
	1 特別会計繰入金	5	50,898	50,903
	2 基金繰入金	401,890	△223,125	178,765
19 繰越金		100,000	105,494	205,494
	1 繰越金	100,000	105,494	205,494
20 諸収入		132,102	21,581	153,683
	4 受託事業収入	3,863	200	4,063
	5 雑入	119,217	21,381	140,598
21 村債		811,800	24,363	836,163
	1 村債	811,800	24,363	836,163
歳入合計		6,094,398	57,364	6,151,762

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		115,700	△2,636	113,064
	1 議会費	115,700	△2,636	113,064
2 総務費		688,574	25,620	714,194
	1 総務管理費	470,353	23,006	493,359
	2 徴税费	159,638	2,891	162,529
	3 戸籍住民基本台帳費	47,119	△277	46,842
3 民生費		1,670,892	△2,353	1,668,539
	1 社会福祉費	1,071,721	2,755	1,074,476
	2 児童福祉費	597,048	△4,113	592,935
	3 災害救助費	2,123	△995	1,128
4 衛生費		572,273	△10,862	561,411
	1 保健衛生費	154,641	△10,020	144,621
	2 環境衛生費	93,538	△1,097	92,441
	3 清掃費	324,094	255	324,349
5 農林水産業費		496,560	8,194	504,754
	1 農業費	487,911	8,194	496,105
7 土木費		405,805	482	406,287
	1 土木管理費	61,884	△92	61,792
	2 道路橋梁費	232,980	209	233,189
	3 都市計画費	110,941	365	111,306
8 消防費		620,302	31,896	652,198
	1 消防費	620,302	31,896	652,198
9 教育費		888,593	7,023	895,616
	1 教育総務費	215,049	△8,106	206,943
	2 小学校費	88,875	3,165	92,040
	3 中学校費	48,576	664	49,240
	4 幼稚園費	81,207	△122	81,085

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 社会教育費	170,983	△8,223	162,760
	6 保健体育費	283,903	19,645	303,548
歳出合計		6,094,398	57,364	6,151,762

第2表 債務負担行為補正

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
児 童 館 指 定 管 理 者 委 託 料	平成31年度から平成33年度まで	120,610
住 基 ネット 機 器 保 守 料	平成31年度	140
合 計		154,790

第 3 表 地方債補正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
被災者生活再建支援システム共同整備事業 (緊急防災・減災事業債)	1,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
光と風の丘公園トイレ改修事業	12,100			
合計	825,500			

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
屋外防災行政無線整備事業 (緊急防災・減災事業債)	326,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	357,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
光と風の丘公園照明設備改修事業 (地域活性化事業債)	60,500				40,800			
臨時財政対策債	360,000				360,163			
合計	825,500				836,163			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金	4,000	637	4,637
10 地方交付税	880,000	66,597	946,597
15 県支出金	507,616	819	508,435
17 寄附金	95,798	10,100	105,898
18 繰入金	401,895	△172,227	229,668
19 繰越金	100,000	105,494	205,494
20 諸収入	132,102	21,581	153,683
21 村債	811,800	24,363	836,163
歳入合計	6,094,398	57,364	6,151,762

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	115,700	△2,636	113,064				△2,636
2 総務費	688,574	25,620	714,194			10,000	15,620
3 民生費	1,670,892	△2,353	1,668,539	△995		20	△1,378
4 衛生費	572,273	△10,862	561,411				△10,862
5 農林水産業費	496,560	8,194	504,754	1,814		1,958	4,422
7 土木費	405,805	482	406,287				482
8 消防費	620,302	31,896	652,198		31,800		96
9 教育費	888,593	7,023	895,616	200	△7,600	16,024	△1,601
歳 出 合 計	6,094,398	57,364	6,151,762	1,019	24,200	28,002	4,143

2 歳 入

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 地方特例交付金	4,000	637	4,637
計	4,000	637	4,637

節		説明	
区分	金額		
1 地方特例交付金	637	15 減収補てん特例交付金	637

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地方交付税	880,000	66,597	946,597
計	880,000	66,597	946,597

1 地方交付税	66,597	5 普通交付税	66,597
---------	--------	---------	--------

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	61,187	△995	60,192
4 農林水産業費県補助金	228,050	1,814	229,864
計	301,477	819	302,296

5 災害救助費補助金	△995	15 災害救助費繰替支弁費交付金 (福島県求償分) 25 災害救助費繰替支弁費交付金 (宮城県求償分)	△755 △240
1 農業費補助金	1,814	77 儲かる産地支援事業費補助金	1,814

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

2 指定寄附金	30,798	10,100	40,898
計	95,798	10,100	105,898

1 指定寄附金	10,100	15 美浦村ふるさと応援寄附金 30 学校教育事業費指定寄附金	10,000 100
---------	--------	------------------------------------	---------------

(款) 18 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

1 国民健康保険特別会計繰入金	1	46,588	46,589
2 農業集落排水事業特別会計繰入金	1	1,362	1,363
3 公共下水道事業特別会計繰入金	1	294	295
4 介護保険特別会計繰入金	1	2,654	2,655
計	5	50,898	50,903

1 国民健康保険特別会計繰入金	46,588	5 国民健康保険特別会計繰入金	46,588
1 農業集落排水事業特別会計繰入金	1,362	5 農業集落排水事業特別会計繰入金	1,362
1 公共下水道事業特別会計繰入金	294	5 公共下水道事業特別会計繰入金	294
1 介護保険特別会計繰入金	2,654	5 介護保険特別会計繰入金	2,654

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

3 減債基金繰入金	100,000	△50,000	50,000
8 財政調整基金繰入金	262,760	△173,125	89,635
計	401,890	△223,125	178,765

1 減債基金繰入金	△50,000	5 減債基金繰入金	△50,000
1 財政調整基金繰入金	△173,125	5 財政調整基金繰入金	△173,125

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	100,000	105,494	205,494
計	100,000	105,494	205,494

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 前年度繰越金	105,494	5 前年度繰越金	105,494

(款) 20 諸収入

(項) 4 受託事業収入

4 教育費受託事業収入	0	200	200
計	3,863	200	4,063

1 教育費受託事業収入	200	20 就学前教育・家庭教育推進事業委託金	200
-------------	-----	----------------------	-----

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

3 雑入	50,196	21,381	71,577
計	119,217	21,381	140,598

7 雑入	21,381	86 スポーツ振興くじ助成金	10,944
		145 過年度支出金精算金	2,827
		156 補助金等返還金	2,610
		169 国体関連事業費交付金	5,000

(款) 21 村債

(項) 1 村債

3 消防債	326,800	31,800	358,600
4 教育債	60,500	△7,600	52,900
5 臨時財政対策債	360,000	163	360,163
計	811,800	24,363	836,163

2 防災施設整備事業債	30,200	10 屋外防災行政無線整備事業（緊急防災・減災事業債）	30,200
3 消防債	1,600	5 被災者生活再建支援システム共同整備事業（緊急防災・減災事業債）	1,600
14 光と風の丘公園改修事業債	△7,600	5 光と風の丘公園照明設備改修事業（地域活性化事業債）	△19,700
		10 光と風の丘公園トイレ改修事業	12,100
1 臨時財政対策債	163	5 臨時財政対策債	163

3 歳出
(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	115,700	△2,636	113,064				△2,636
計	115,700	△2,636	113,064				△2,636

節		説明
区分	金額	
		1 職員給与関係経費 △2,636
2 給料	△1,070	2 給料 △1,070 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	△1,196	3 職員手当等 △1,196 1 扶養手当 △240 1 扶養手当
4 共済費	△370	3 通勤手当 24 3 通勤手当 (一般職) 9 期末手当 △350 3 期末手当 (一般職) 10 勤勉手当 △250 1 勤勉手当 11 児童手当等 △240 1 児童手当 12 退職手当 △140 3 退職手当負担金 (一般職) 4 共済費 △370 2 職員共済組合負担金 3 職員共済組合負担金 (一般職)

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	244,279	5,116	249,395				5,116
---------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

2 給料	2,318	1 特別職給与関係経費 125 4 共済費 125 2 職員共済組合負担金 2 職員共済組合負担金 (特別職)
3 職員手当等	1,384	2 職員給与関係経費 4,991 2 給料 2,318 2 一般職給 1 一般職給
4 共済費	1,414	3 職員手当等 1,384 1 扶養手当 △790 1 扶養手当 2 住居手当 588 1 住居手当 3 通勤手当 63 3 通勤手当 (一般職) 9 期末手当 607 3 期末手当 (一般職) 10 勤勉手当 1,023 1 勤勉手当 11 児童手当等 △420 1 児童手当 12 退職手当 313 3 退職手当負担金 (一般職) 4 共済費 1,289 2 職員共済組合負担金 3 職員共済組合負担金 (一般職)

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 文書広報費	13,668	2,160	15,828				2,160
7 企画費	112,962	5,000	117,962				5,000
12 防犯対策費	14,689	730	15,419				730
18 ふるさと応援基金費	20,001	10,000	30,001			10,000	
計	470,353	23,006	493,359			10,000	13,006

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		3 庁用文書等費	2,160
13 委託料	2,160	13 委託料	2,160
		5 業務委託料	
		6 法制執務支援業務委託料	
		7 ふるさと応援寄附金事業費	5,000
8 報償費	5,000	8 報償費	5,000
		2 賞賜金	
		1 記念品代	
		2 防犯対策事業費	730
15 工事請負費	730	15 工事請負費	730
		2 建築工事	
		15 防犯カメラ設置工事	
		2 ふるさと応援基金費	10,000
25 積立金	10,000	25 積立金	10,000
		14 ふるさと応援基金積立金	
		1 ふるさと応援基金積立金	

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

1 税務総務費	61,569	284	61,853				284
3 徴收费	73,671	2,607	76,278				2,607

2 給料	△120	1 職員給与関係経費	284
		2 給料	△120
		2 一般職給	
		1 一般職給	
3 職員手当等	404	3 職員手当等	404
		1 扶養手当	354
		1 扶養手当	
		10 勤勉手当	△70
		1 勤勉手当	
		11 児童手当等	120
		1 児童手当	
2 給料	1,058	1 職員給与関係経費	2,607
		2 給料	1,058
		2 一般職給	
		1 一般職給	
3 職員手当等	1,004	3 職員手当等	1,004
		1 扶養手当	350
		1 扶養手当	
4 共済費	545	2 住居手当	△320
		1 住居手当	
		3 通勤手当	△60
		3 通勤手当 (一般職)	
		9 期末手当	353
		3 期末手当 (一般職)	
		10 勤勉手当	163
		1 勤勉手当	
		11 児童手当等	375
		1 児童手当	
		12 退職手当	143
		3 退職手当負担金 (一般職)	

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(3 徴収費)							
計	159,638	2,891	162,529				2,891

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		4 共済費	545
		2 職員共済組合負担金	
		3 職員共済組合負担金 (一般職)	

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	47,119	△277	46,842				△277
計	47,119	△277	46,842				△277

2 給料	112	1 職員給与関係経費	△349
		2 給料	112
		2 一般職給	
		1 一般職給	
3 職員手当等	△401	3 職員手当等	△401
		1 扶養手当	△240
		1 扶養手当	
4 共済費	△60	3 通勤手当	35
		3 通勤手当 (一般職)	
7 賃金	72	5 時間外勤務手当	210
		1 時間外勤務手当	
		9 期末手当	△220
		3 期末手当 (一般職)	
		10 勤勉手当	19
		1 勤勉手当	
		11 児童手当等	△240
		1 児童手当	
		12 退職手当	35
		3 退職手当負担金 (一般職)	
		4 共済費	△60
		2 職員共済組合負担金	
		3 職員共済組合負担金 (一般職)	
		2 戸籍事務費	72
		7 賃金	72
		1 一般事務補助員	
		1 一般事務補助員	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	285,259	7,270	292,529				7,270
-----------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

2 給料	4,230	1 職員給与関係経費	5,697
		2 給料	4,230
		2 一般職給	
		1 一般職給	
3 職員手当等	865	3 職員手当等	865
		1 扶養手当	222
		1 扶養手当	
4 共済費	602	2 住居手当	△324
		1 住居手当	
23 償還金、利子及び 割引料	1,933	3 通勤手当	△50
		3 通勤手当 (一般職)	
		8 管理職手当	△320
		1 管理職手当	
		9 期末手当	475

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国庫支出金	地方債	その他	
(1) 社会福祉総務費							
2 老人福祉費	225,602	△4,715	220,887				△4,715
4 国民年金事務費	184	103	287				103
5 社会福祉施設費	2,517	97	2,614				97
計	1,071,721	2,755	1,074,476				2,755

区分	金額	説明	
28 繰出金	△360	3 期末手当 (一般職)	475
		10 勤勉手当	257
		1 勤勉手当	
		11 児童手当等	20
		1 児童手当	
		12 退職手当	585
		3 退職手当負担金 (一般職)	
		4 共済費	602
		2 職員共済組合負担金	
		3 職員共済組合負担金 (一般職)	
		5 国民健康保険特別会計繰出金	△360
		28 繰出金	△360
11 臨時福祉給付金等給付事務費		4 職員給与費等	
		1 職員給与費等	
		11 臨時福祉給付金等給付事務費	1,546
		23 償還金、利子及び割引料	1,546
		5 国庫支出金等返還金	
12 臨時福祉給付金給付費		1 国庫支出金返還金	
		12 臨時福祉給付金給付費	387
		23 償還金、利子及び割引料	387
28 繰出金	△4,715	5 国庫支出金等返還金	
		1 国庫支出金返還金	
		9 介護保険特別会計繰出金	△4,715
28 繰出金	△4,715		
13 委託料	103	9 介護保険特別会計繰出金	
		1 介護保険特別会計繰出金	
		2 国民年金事務費	103
		13 委託料	103
11 需用費	97	7 電算処理委託料	
		5 保険料免除システム改修委託料	54
		10 保険料免除申請様式システム改修委託料	49
		3 デイサービスセンター管理運営費	97
11 需用費	97		
13 委託料	589	6 修繕料	
		2 施設等修繕料	
1 報酬	453	2 子育て支援センター (みほふれ愛プラザ) 管理費	1,389
		13 委託料	589
		5 業務委託料	
7 賃金	△857	42 案内標識板等修正業務委託料	
		15 工事請負費	800
9 旅費	62	1 土木工事	
		1 案内看板設置工事	
13 委託料	589	3 児童手当事務費	△390
		1 報酬	453
		4 一般職非常勤職員報酬	
		1 一般事務職員	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	国庫支出金	地方債	その他	一般財源
1 児童福祉総務費	83,218	1,047	84,265				1,047

区分	金額	説明	
1 報酬	453	13 委託料	589
		5 業務委託料	
7 賃金	△857	42 案内標識板等修正業務委託料	
		15 工事請負費	800
9 旅費	62	1 土木工事	
		1 案内看板設置工事	
13 委託料	589	3 児童手当事務費	△390
		1 報酬	453
		4 一般職非常勤職員報酬	
		1 一般事務職員	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(1 児童福祉総務費)							
3 保育所費	259,678	△5,160	254,518			20	△5,180
計	597,048	△4,113	592,935			20	△4,133

(款) 3 民生費

(項) 3 災害救助費

1 災害救助費	2,123	△995	1,128	△995			
計	2,123	△995	1,128	△995			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	65,703	△10,020	55,683				△10,020
-----------	--------	---------	--------	--	--	--	---------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
15 工事請負費	800	7 賃金 △857 1 一般事務補助員 1 一般事務補助員 9 旅費 14 1 費用弁償 1 費用弁償 10 利用者支援事業費 48 9 旅費 48 1 費用弁償 1 費用弁償
2 給料	△2,840	1 職員給与関係経費 △5,180 2 給料 △2,840 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	△1,640	3 職員手当等 △1,640 3 通勤手当 △60 3 通勤手当 (一般職)
4 共済費	△700	8 管理職手当 △320 1 管理職手当 9 期末手当 △760 3 期末手当 (一般職)
18 備品購入費	20	10 勤勉手当 △110 1 勤勉手当 12 退職手当 △390 3 退職手当負担金 (一般職) 4 共済費 △700 2 職員共済組合負担金 3 職員共済組合負担金 (一般職) 2 大谷保育所運営費 10 18 備品購入費 10 4 図書購入費 1 図書購入費 4 木原保育所運営費 10 18 備品購入費 10 4 図書購入費 1 図書購入費

14 使用料及び賃借料	△995	2 災害救助費 △995 14 使用料及び賃借料 △995 2 賃借料 29 応急仮設住宅借上料
-------------	------	---

2 給料	△5,890	1 職員給与関係経費 △10,020 2 給料 △5,890 2 一般職給
------	--------	---

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(1 保健衛生総務費)							
計	154,641	△10,020	144,621				△10,020

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	△2,630	1 一般職給 3 職員手当等 3 通勤手当	△5,890 △2,630 △170
4 共済費	△1,500	3 通勤手当 (一般職) 9 期末手当 3 期末手当 (一般職) 10 勤勉手当 1 勤勉手当 12 退職手当 3 退職手当負担金 (一般職) 4 共済費 2 職員共済組合負担金 3 職員共済組合負担金 (一般職)	△1,180 △1,180 △810 △470 △470 △1,500

(款) 4 衛生費

(項) 2 環境衛生費

1 環境衛生総務費	83,540	△1,176	82,364				△1,176
2 公害対策費	9,998	79	10,077				79

2 給料	△740	1 職員給与関係経費	△1,176
3 職員手当等	△26	2 給料 2 一般職給 1 一般職給	△740 △26
4 共済費	△410	3 職員手当等 1 扶養手当 1 扶養手当 2 住居手当 1 住居手当 8 管理職手当 1 管理職手当 9 期末手当 3 期末手当 (一般職) 10 勤勉手当 1 勤勉手当 11 児童手当等 1 児童手当 12 退職手当 3 退職手当負担金 (一般職) 4 共済費 2 職員共済組合負担金 3 職員共済組合負担金 (一般職)	384 △50 △320 △160 △200 420 △100 △410
2 給料	79	1 職員給与関係経費	79
3 職員手当等	△83	2 給料 2 一般職給 1 一般職給	79 △83
4 共済費	83	3 職員手当等 1 扶養手当 1 扶養手当 2 住居手当 1 住居手当 3 通勤手当 3 通勤手当 (一般職)	△240 324 62

(款) 4 衛生費

(項) 2 環境衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(2 公害対策費)							
計	93,538	△1,097	92,441				△1,097

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		11 児童手当等	△240
		1 児童手当	
		12 退職手当	11
		3 退職手当負担金 (一般職)	
		4 共済費	83
		2 職員共済組合負担金	
		3 職員共済組合負担金 (一般職)	

(款) 4 衛生費

(項) 3 清掃費

1 塵芥処理費	292,834	255	293,089				255
計	324,094	255	324,349				255

11 需用費	255	2 清掃事務費	255
		11 需用費	255
		6 修繕料	
		3 公用車等修繕料	

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業委員会費	22,572	2,807	25,379				2,807
2 農業総務費	42,788	△118	42,670				△118

2 給料	1,141	1 職員給与関係経費	2,807
		2 給料	1,141
		2 一般職給	
		1 一般職給	
3 職員手当等	1,230	3 職員手当等	1,230
		1 扶養手当	240
		1 扶養手当	
4 共済費	436	3 通勤手当	△20
		3 通勤手当 (一般職)	
		9 期末手当	389
		3 期末手当 (一般職)	
		10 勤勉手当	227
		1 勤勉手当	
		11 児童手当等	240
		1 児童手当	
		12 退職手当	154
		3 退職手当負担金 (一般職)	
		4 共済費	436
		2 職員共済組合負担金	
		3 職員共済組合負担金 (一般職)	
2 給料	△160	1 職員給与関係経費	△118
		2 給料	△160
		2 一般職給	
		1 一般職給	
3 職員手当等	122	3 職員手当等	122
		1 扶養手当	318
		1 扶養手当	
4 共済費	△80	2 住居手当	△324
		1 住居手当	
		3 通勤手当	△130
		3 通勤手当 (一般職)	
		9 期末手当	18

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(2 農業総務費)							
3 農業振興費	273,572	2,318	275,890	1,814			504
5 農地費	148,953	3,187	152,140			1,958	1,229
計	487,911	8,194	496,105	1,814		1,958	4,422

節		説明
区分	金額	
		3 期末手当 (一般職) 10 勤勉手当 $\Delta 70$ 1 勤勉手当 11 児童手当等 310 1 児童手当 4 共済費 $\Delta 80$ 2 職員共済組合負担金 3 職員共済組合負担金 (一般職)
		3 農業経営対策事業費 504
11 需用費	40	11 需用費 40 1 消耗品費
13 委託料	464	13 委託料 464 5 業務委託料 15 有害鳥獣駆除委託料
19 負担金補助及び交付金	1,814	5 産地確立推進事業費 1,814 19 負担金補助及び交付金 1,814 10 補助金 77 儲かる産地支援事業費補助金
19 負担金補助及び交付金	314	2 土地改良振興事業費 2,272 19 負担金補助及び交付金 314 10 補助金 29 南部地区水利組合排水路修繕工事費補助金
23 償還金、利子及び割引料	1,958	23 償還金、利子及び割引料 1,958 5 国庫支出金等返還金 2 県支出金返還金
		4 農業集落排水事業特別会計繰出金 915
28 繰出金	915	28 繰出金 915 7 農業集落排水事業特別会計繰出金 7 農業集落排水事業特別会計繰出金

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	61,884	$\Delta 92$	61,792				$\Delta 92$
---------	--------	-------------	--------	--	--	--	-------------

		1 職員給与関係経費 $\Delta 92$
2 給料	327	2 給料 327 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	$\Delta 499$	3 職員手当等 $\Delta 499$ 1 扶養手当 $\Delta 310$ 1 扶養手当
4 共済費	80	9 期末手当 37 3 期末手当 (一般職) 10 勤勉手当 40 1 勤勉手当 11 児童手当等 $\Delta 310$ 1 児童手当 12 退職手当 44 3 退職手当負担金 (一般職)
		4 共済費 80

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(1 土木総務費)							
計	61,884	△92	61,792				△92

節		説明
区分	金額	
		2 職員共済組合負担金 3 職員共済組合負担金 (一般職)

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋梁費

1 道路橋梁総務費	16,560	209	16,769				209
計	232,980	209	233,189				209

14 使用料及び賃借料	209	2 道路橋梁管理費 209
		14 使用料及び賃借料 209
		1 使用料
		36 茨城県土木設計積算システム利用料

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

1 都市計画総務費	19,090	365	19,455				365
計	110,941	365	111,306				365

2 給料	19	1 職員給与関係経費 365
		2 給料 19
		2 一般職給
		1 一般職給
3 職員手当等	326	3 職員手当等 326
		1 扶養手当 120
		1 扶養手当
		9 期末手当 26
		3 期末手当 (一般職)
		11 児童手当等 180
		1 児童手当
4 共済費	20	4 共済費 20
		2 職員共済組合負担金
		3 職員共済組合負担金 (一般職)

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

4 災害対策費	336,931	31,896	368,827		31,800		96
計	620,302	31,896	652,198		31,800		96

13 委託料	△6,294	3 災害対策事業費 1,670
		19 負担金補助及び交付金 1,670
		5 負担金
		15 被災者生活再建支援システム共同整備事業負担金
15 工事請負費	33,264	5 屋外防災行政無線整備事業費 30,226
		13 委託料 △6,294
		5 業務委託料 648
		40 ネットワーク構築・接続等作業委託料
		8 測量・設計・監理委託料 △6,942
		7 屋外防災行政無線整備工事設計監理費
		15 工事請負費 33,264
		2 建築工事
		10 屋外防災行政無線整備工事費
		18 備品購入費 3,256
		2 機械器具費
		10 機械器具費 (資産)

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 教育委員会費	1,518	40	1,558				40
2 事務局費	213,531	△8,146	205,385	200			△8,346
計	215,049	△8,106	206,943	200			△8,306

節		説明
区分	金額	
10 交際費	40	2 教育委員会費 40 10 交際費 40 5 教育長交際費 1 教育長交際費
1 報酬	603	1 特別職給与関係経費 20 4 共済費 20 2 職員共済組合負担金 2 職員共済組合負担金(特別職)
2 給料	△4,600	2 職員給与関係経費 △9,066 2 給料 △4,600 2 一般職給与 1 一般職給与
3 職員手当等	△3,166	3 職員手当等 △3,166 1 扶養手当 △710
4 共済費	△1,280	2 住居手当 324 1 住居手当 8 管理職手当 △430 1 管理職手当
8 報償費	95	9 期末手当 △770 3 期末手当(一般職)
9 旅費	97	10 勤勉手当 △850 1 勤勉手当
11 需用費	105	11 児童手当等 △110 1 児童手当 12 退職手当 △620 3 退職手当負担金(一般職)
		4 共済費 △1,300 2 職員共済組合負担金 3 職員共済組合負担金(一般職)
		14 就学前教育・家庭教育推進事業費 200 8 報償費 95 1 報償金 2 講師謝礼
		11 需用費 105 1 消耗品費 99 1 消耗品費 3 食糧費 6 1 食糧費
		15 美浦村立小学校あり方検討委員会費 700 1 報酬 603 3 非常勤職員報酬 42 美浦村立小学校あり方検討委員会委員
		9 旅費 97 1 費用弁償 1 費用弁償

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	73,434	3,105	76,539				3,105
2 教育振興費	15,441	60	15,501			60	
計	88,875	3,165	92,040			60	3,105

節		説明
区分	金額	
		1 職員給与関係経費 3,105
2 給料	1,169	2 給料 1,169 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	1,475	3 職員手当等 1,475 9 期末手当 540 3 期末手当(一般職)
4 共済費	461	10 勤勉手当 417 1 勤勉手当 12 退職手当 518 3 退職手当負担金(一般職) 4 共済費 461 2 職員共済組合負担金 3 職員共済組合負担金(一般職)
		4 木原小学校教育振興事業費 20
18 備品購入費	60	18 備品購入費 20 4 図書購入費 1 図書購入費
		5 大谷小学校教育振興事業費 20
		18 備品購入費 20 4 図書購入費 1 図書購入費
		6 安中小学校教育振興事業費 20
		18 備品購入費 20 4 図書購入費 1 図書購入費

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	33,842	445	34,287				445
2 教育振興費	14,734	219	14,953			10	209
計	48,576	664	49,240			10	654

		1 職員給与関係経費 30
2 給料	10	2 給料 10 2 一般職給 1 一般職給
4 共済費	20	4 共済費 20 2 職員共済組合負担金 3 職員共済組合負担金(一般職)
11 需用費	415	5 中学校施設管理費 415 11 需用費 415 6 修繕料 2 施設等修繕料
		4 美浦中学校教育振興事業費 219
18 備品購入費	10	18 備品購入費 10 4 図書購入費 1 図書購入費
19 負担金補助及び交付金	209	19 負担金補助及び交付金 209 10 補助金 12 関東大会出場補助金

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 幼稚園費	81,207	△122	81,085			10	△132
計	81,207	△122	81,085			10	△132

節		説明
区分	金額	
		1 職員給与関係経費 △271
2 給料	43	2 給料 43 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	△359	3 職員手当等 △359 8 管理職手当 △320 1 管理職手当
4 共済費	45	9 期末手当 △170 3 期末手当 (一般職)
9 旅費	90	10 勤勉手当 131 1 勤勉手当
11 需用費	49	4 共済費 45 2 職員共済組合負担金 3 職員共済組合負担金 (一般職)
		3 幼稚園運営費 100
18 備品購入費	10	9 旅費 90 1 費用弁償 1 費用弁償
		18 備品購入費 10 4 図書購入費 1 図書購入費
		4 幼稚園管理費 49
		11 需用費 49 6 修繕料 2 施設等修繕料

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 社会教育総務費	101,876	△9,691	92,185				△9,691

節		説明
区分	金額	
		1 職員給与関係経費 △9,691
2 給料	△4,920	2 給料 △4,920 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	△3,271	3 職員手当等 △3,271 2 住居手当 △410 1 住居手当
4 共済費	△1,500	3 通勤手当 399 3 通勤手当 (一般職) 8 管理職手当 △320 1 管理職手当
		9 期末手当 △1,300 3 期末手当 (一般職)
		10 勤勉手当 △990 1 勤勉手当
		12 退職手当 △650 3 退職手当負担金 (一般職)
		4 共済費 △1,500 2 職員共済組合負担金 3 職員共済組合負担金 (一般職)

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 公民館費	29,567	1,167	30,734				1,167
3 文化財保護費	23,131	301	23,432				301
計	170,983	△8,223	162,760				△8,223

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
13 委託料	1,167	3 中央公民館管理費	1,167
		13 委託料	1,167
		5 業務委託料	
		20 駐車場ライン引き業務委託料	
1 報酬	61	3 文化財保護事業費	301
		1 報酬	61
		3 非常勤職員報酬	
		26 文化財保護審議会委員	
9 旅費	9	9 旅費	9
		1 費用弁償	
		1 費用弁償	
13 委託料	231	13 委託料	231
		5 業務委託料	
		13 科学分析委託料	

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

1 保健体育総務費	13,588	128	13,716				128
2 体育施設費	4,968	1,080	6,048				1,080
3 光と風の丘公園管理費	107,496	21,547	129,043	△7,600	15,944		13,203
4 学校給食費	157,851	△3,110	154,741				△3,110

1 報酬	△101	3 体育振興費	128
		1 報酬	△101
		3 非常勤職員報酬	
		30 スポーツ推進審議会委員	
9 旅費	△14	9 旅費	△14
		1 費用弁償	
		1 費用弁償	
11 需用費	243	11 需用費	243
		1 消耗品費	
		1 消耗品費	
15 工事請負費	1,080	3 村民運動公園管理費	1,080
		15 工事請負費	1,080
		1 土木工事	
		5 防球ネット設置工事	
13 委託料	281	2 光と風の丘公園管理費	21,547
		13 委託料	281
		5 業務委託料	
		14 廃棄物処分委託料	
15 工事請負費	21,266	15 工事請負費	21,266
		3 維持補修工事	
		44 光と風の丘公園トイレ改修工事	
2 給料	△1,130	1 職員給与関係経費	△3,110
		2 給料	△1,130
		2 一般職給	
		1 一般職給	
3 職員手当等	△1,580	3 職員手当等	△1,580
		3 通勤手当	△50
		3 通勤手当 (一般職)	
4 共済費	△400	9 期末手当	△520
		3 期末手当 (一般職)	
		10 勤勉手当	△500
		1 勤勉手当	

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(4 学校給食費)							
計	283,903	19,645	303,548		△7,600	15,944	11,301

節		説明
区分	金額	
		12 退職手当 △510
		3 退職手当負担金 (一般職)
		4 共済費 △400
		2 職員共済組合負担金
		3 職員共済組合負担金 (一般職)

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	2		15,144	4,790 (3.3)			2,305	22,239	2,749	24,988	
	議 員	14	48,648		15,385 (3.3)				64,033	18,822	82,855	
	その他の 特別職	1,039	59,813						59,813	2,967	62,780	
	計	1,055	108,461	15,144	20,175			2,305	146,085	24,538	170,623	
補正前	長 等	2		15,144	4,790 (3.3)			2,305	22,239	2,604	24,843	
	議 員	14	48,648		15,385 (3.3)				64,033	18,822	82,855	
	その他の 特別職	1,029	59,250						59,250	2,967	62,217	
	計	1,045	107,898	15,144	20,175			2,305	145,522	24,393	169,915	
比較	長 等									145	145	
	議 員											
	その他の 特別職	10	563						563		563	
	計	10	563						563	145	708	

2. 一般職
1 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>60</u>) 141	104,518	535,936	344,173	984,627	178,865	1,163,492	
補正前	(<u>60</u>) 143	104,065	546,900	352,319	1,003,284	181,604	1,184,888	
比較	(<u> </u>) △ 2	453	△ 10,964	△ 8,146	△ 18,657	△ 2,739	△ 21,396	

() 内は、一般職非常勤職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	12,934	5,427	8,655		21,250	1,017	13,954	121,412	89,443	70,081	
	補正前	13,476	5,619	8,612		21,040	1,017	15,984	124,397	91,016	71,158	
	比較	△ 542	△ 192	43		210		△ 2,030	△ 2,985	△ 1,573	△ 1,077	

2 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考	
給料	△ 10,964	給与改定に伴う増減分	一般行政職 技能労務職	給与改定の状況 前年度 給料の改定率 0.20 % 本年度 給料の改定率(見込) 0.00 %	
		昇給に伴う増減分	848	一般行政職 技能労務職 848	
		その他の増減分	△ 11,812	退職者・新採用者差額 △ 16,314 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 6,163 その他 △ 1,661	職員数の異動状況 現に在職する 職員数 計 補正後 141 人 141 人 補正前 143 人 143 人 増減 △ 2 人 △ 2 人 採用、退職の状況 採用 退職 計 5 人 3 人 2 人 会計間の異動 6 人
職員手当	△ 8,146	制度改正に伴う増減分	管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当		
		その他の増減分	△ 8,146	扶養手当 △ 542 住居手当 △ 192 通勤手当 43 特殊勤務手当 時間外勤務手当 210 日直手当 管理職手当 △ 2,030 期末手当 △ 2,985 勤勉手当 △ 1,573 退職手当 △ 1,077	

3 給与及び手当の状況

ア. 職員一人当たりの給与

(単位：円)

区 分		一般行政職	技能労務職
平成30年9月1日現在	平均給料月額	322,730	313,555
	平均給与月額	358,712	318,537
	平均年齢	42歳 9月	55歳 3月
平成30年6月1日現在	平均給料月額	322,730	313,555
	平均給与月額	362,574	318,373
	平均年齢	42歳 6月	55歳 0月

イ. 初任給

(単位：円)

区 分	一般行政職	技能労務職	国の制度	
			一般行政職	技能労務職
高校卒	151,500	149,200	147,100	144,500
大学卒	179,200	-	179,200	-

ウ. 等級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成30年9月1日現在	7	() 4	() 3.5%	4	() 10	() 90.9%
	6	() 12	() 10.3%	3	() 1	() 9.1%
	5	() 15	() 12.9%	2	()	()
	4	() 39	() 33.6%	1	()	()
	3	() 15	() 12.9%			
	2	() 25	() 21.6%			
	1	() 6	() 5.2%			
	計	() 116	() 100.0%	計	() 11	() 100.0%
平成30年6月1日現在	7	() 4	() 3.5%	4	() 10	() 90.9%
	6	() 12	() 10.3%	3	() 1	() 9.1%
	5	() 15	() 12.9%	2	()	()
	4	() 39	() 33.6%	1	()	()
	3	() 15	() 12.9%			
	2	() 25	() 21.6%			
	1	() 6	() 5.2%			
	計	() 116	() 100.0%	計	() 11	() 100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、技師補、主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士	困難な職務を分掌する主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士	主任、係長、主任保育士、主任看護師、主任保健師、主任栄養士、主任社会福祉士	困難な職務を分掌する係長、主査、主任主査	困難な職務を分掌する主任主査、課長補佐、室長補佐、局長補佐及び出先機関の長の補佐、職務を指揮、監督する出先機関の長、課長、室長及び局長	特に困難な職務を分掌する課長、局長及び室長、特に困難な職務を指揮、監督する出先機関の長	部長及び次長

区分	一級	二級	三級	四級
技能労務職	用務手、労務作業員等(以下「用務手等」という。)調理師自動車運転手	用務手等調理師自動車運転手	相当の経験を有する用務手等 相当の技能又は経験を有する調理師 相当の技能又は経験を有する自動車運転手	困難な業務を行う用務手等 高度の技能又は経験を有する調理師 高度の技能又は経験を有する自動車運転手

エ. 昇給

区分	合計	代表的な職種			
		一般行政職	技能労務職		
補正後	職員数(A)(人)	134	116	11	
	昇給に係る職員数(B)(人)				
	号給数別内訳	2号給(人)			
		4号給(人)			
		6号給(人)			
		8号給(人)			
		号給(人)			
比率(B)/(A)(%)					
特別昇給に係る職員数(人)					
補正前	職員数(A)(人)	140	117	15	
	昇給に係る職員数(B)(人)				
	号給数別内訳	2号給(人)			
		4号給(人)			
		6号給(人)			
		8号給(人)			
		号給(人)			
比率(B)/(A)(%)					
特別昇給に係る職員数(人)					

オ. 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	($\frac{1.075}{2.125}$)	($\frac{1.225}{2.275}$)	($\frac{2.3}{4.4}$)	有	
補正前	($\frac{1.075}{2.125}$)	($\frac{1.225}{2.275}$)	($\frac{2.3}{4.4}$)	有	
国の制度	($\frac{1.075}{2.125}$)	($\frac{1.225}{2.275}$)	($\frac{2.3}{4.4}$)	有	

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

議案第10号

平成30年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成30年度美浦村の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71,739千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,967,639千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月11日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		149,315	28,362	177,677
	1 他会計繰入金	149,314	△360	148,954
	2 基金繰入金	1	28,722	28,723
7 繰越金		28,128	43,377	71,505
	1 繰越金	28,128	43,377	71,505
歳入合計		1,895,900	71,739	1,967,639

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		44,527	234	44,761
	1 総務管理費	40,739	234	40,973
8 諸支出金		2,546	71,505	74,051
	1 償還金及び還付加算金	2,455	24,917	27,372
	2 繰出金	1	46,588	46,589
歳 出 合 計		1,895,900	71,739	1,967,639

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	149,315	28,362	177,677
7 繰越金	28,128	43,377	71,505
歳入合計	1,895,900	71,739	1,967,639

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	44,527	234	44,761			△360	594
8 諸支出金	2,546	71,505	74,051				71,505
歳 出 合 計	1,895,900	71,739	1,967,639			△360	72,099

2 歳入
(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	149,314	△360	148,954
計	149,314	△360	148,954

(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 支払準備基金繰入金	1	28,722	28,723
計	1	28,722	28,723

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

1 国民健康保険事業繰越金	28,128	43,377	71,505
計	28,128	43,377	71,505

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 職員給与費等繰入金	△360	5 職員給与費等繰入金	△360

1 支払準備基金繰入金	28,722	5 支払準備基金積立金繰入金	28,722
-------------	--------	----------------	--------

1 国民健康保険事業繰越金	43,377	5 一般被保険者分前年度繰越金	24,144
		10 退職被保険者等分前年度繰越金	19,233

3 歳 出
(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	39,841	234	40,075			△360	594
計	40,739	234	40,973			△360	594

区 分	金 額	説 明
1 職員給与関係経費 △360		
2 給料	△450	2 給料 △450 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	△32	3 職員手当等 △32 1 扶養手当 78 1 扶養手当
4 共済費	122	3 通勤手当 130 3 通勤手当 (一般職)
13 委託料	594	9 期末手当 △100 3 期末手当 (一般職) 10 勤勉手当 △100 1 勤勉手当 12 退職手当 △40 3 退職手当負担金 (一般職)
		4 共済費 122 2 職員共済組合負担金 3 職員共済組合負担金 (一般職)
2 国民健康保険事務費 594		
		13 委託料 594 5 業務委託料 10 国保データベースシステム改修業務委託料 270 15 国民健康保険システム改修業務委託料 216 20 柔整検索システム構築業務委託料 108

(款) 8 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

5 その他償還金	2	24,072	24,074				24,072
8 療養給付費等交付金償還金	0	845	845				845
計	2,455	24,917	27,372				24,917

23 償還金、利子及び割引料	24,072	2 国庫支出金等返還金 24,072 23 償還金、利子及び割引料 24,072 5 国庫支出金等返還金 1 国庫支出金返還金
23 償還金、利子及び割引料	845	2 療養給付費等交付金償還金 845 23 償還金、利子及び割引料 845 3 過誤納還付金 1 療養給付費交付金返還金

(款) 8 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 一般会計繰出金	1	46,588	46,589				46,588
計	1	46,588	46,589				46,588

28 繰出金	46,588	2 一般会計繰出金 46,588 28 繰出金 46,588 11 一般会計繰出金 1 一般会計繰出金
--------	--------	--

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)			
補正後	長等										
	議員										
	その他の 特別職	14	320					320		320	
	計	14	320					320		320	
補正前	長等										
	議員										
	その他の 特別職	14	320					320		320	
	計	14	320					320		320	
比較	長等										
	議員										
	その他の 特別職										
	計										

2. 一般職
1 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>3</u> 5)	3,756	16,137	10,384	30,277	5,342	35,619	
補正前	(<u>3</u> 5)	3,756	16,587	10,416	30,759	5,220	35,979	
比較	()		△ 450	△ 32	△ 482	122	△ 360	

() 内は、一般職非常勤職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	78	294	264		800		432	3,530	2,786	2,200	
	補正前		294	134		800		432	3,630	2,886	2,240	
	比較	78		130					△ 100	△ 100	△ 40	

2 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	△ 450	給与改定に伴う増減分		一般行政職 技能労務職	給与改定の状況 前年度 給料の改定率 0.20 % 本年度 給料の改定率(見込) 0.00 %
		昇給に伴う増減分		一般行政職 技能労務職	
		その他の増減分	△ 450	退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 会計間異動の異動による差額 その他	職員数の異動状況 現に在職する 職員数 其他 計 補正後 5 人 人 5 人 補正前 5 人 人 5 人 増減 人 人 人 採用、退職の状況 採用 退職 計 人 人 人 会計間の異動 2 人
職員手当	△ 32	制度改正に伴う増減分		管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	
		その他の増減分	△ 32	扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	78 130 △ 100 △ 100 △ 40

3 給与及び手当の状況

ア. 職員一人当たりの給与

(単位：円)

区 分		一 般 行 政 職
平成30年9月1日現在	平均給料月額	265,600
	平均給与月額	290,110
	平均年令	36歳 1月
平成30年3月1日現在	平均給料月額	273,860
	平均給与月額	296,494
	平均年令	34歳10月

イ. 初 任 給

(単位：円)

区 分	一般行政職	国の制度
		一般行政職
高 校 卒	151,500	147,100
大 学 卒	179,200	179,200

ウ. 等級別職員数

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
平成30年9月1日現在	7	()	()
	6	1	20.0%
	5	()	()
	4	()	()
	3	1	20.0%
	2	2	40.0%
	1	1	20.0%
	計	5	100.0%
平成30年3月1日現在	7	()	()
	6	1	20.0%
	5	()	()
	4	1	20.0%
	3	()	()
	2	2	40.0%
	1	1	20.0%
	計	5	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、主事	困難な職務を分掌する主事	主任、係長	困難な職務を分掌する係長、主査、主任主査	困難な職務を分掌する主任主査、課長補佐、課長	特に困難な職務を分掌する課長	部長

エ. 昇給

区分	合計	代表的な職種		
		一般行政職		
補正後	職員数 (A) (人)	5	5	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号給数別内訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)		
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
		号給 (人)		
比率 (B) / (A) (%)				
特別昇給に係る職員数 (人)				
補正前	職員数 (A) (人)	5	5	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号給数別内訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)		
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
		号給 (人)		
比率 (B) / (A) (%)				
特別昇給に係る職員数 (人)				

オ. 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	(<u>1.075</u>) 2.125	(<u>1.225</u>) 2.275	(<u>2.3</u>) 4.4	有	
補正前	(<u>1.075</u>) 2.125	(<u>1.225</u>) 2.275	(<u>2.3</u>) 4.4	有	
国の制度	(<u>1.075</u>) 2.125	(<u>1.225</u>) 2.275	(<u>2.3</u>) 4.4	有	

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第11号

平成30年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度美浦村の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,436千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179,086千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成30年9月11日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		83,514	△2,085	81,429
	1 他会計繰入金	75,397	915	76,312
	2 基金繰入金	8,117	△3,000	5,117
6 繰越金		1	14,521	14,522
	1 繰越金	1	14,521	14,522
歳入合計		166,650	12,436	179,086

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		99,838	11,074	110,912
	1 総務管理費	23,832	11,074	34,906
3 諸支出金		1	1,362	1,363
	1 繰出金	1	1,362	1,363
歳 出 合 計		166,650	12,436	179,086

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
農 業 集 落 排 水 処 理 施 設 維 持 管 理 委 託 料	平成31年度から平成33年度まで	44,208
合 計		44,208

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	83,514	△2,085	81,429
6 繰越金	1	14,521	14,522
歳入合計	166,650	12,436	179,086

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	99,838	11,074	110,912			11,074	
3 諸支出金	1	1,362	1,363			1,362	
歳 出 合 計	166,650	12,436	179,086			12,436	

2 歳入
(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	75,397	915	76,312
計	75,397	915	76,312

(款) 5 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 農業集落排水事業基金繰入金	8,117	△3,000	5,117
計	8,117	△3,000	5,117

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1	14,521	14,522
計	1	14,521	14,522

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 一般会計繰入金	915	5 一般会計繰入金	915

1 農業集落排水事業基金繰入金	△3,000	5 農業集落排水事業基金繰入金	△3,000
-----------------	--------	-----------------	--------

1 前年度繰越金	14,521	5 前年度繰越金	14,521
----------	--------	----------	--------

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	23,832	11,074	34,906			11,074	
計	23,832	11,074	34,906			11,074	

節		説明
区分	金額	
1 報酬	866	1 職員給与関係経費 33
		2 給料 21
		2 一般職給
		1 一般職給
2 給料	21	4 共済費 12
		2 職員共済組合負担金
		3 職員共済組合負担金(一般職)
4 共済費	12	2 農業集落排水事業事務費 11,041
		1 報酬 866
		4 一般職非常勤職員報酬
9 旅費	16	1 一般事務職員
		9 旅費 16
		1 費用弁償
25 積立金	10,088	1 費用弁償
		25 積立金 10,088
		12 農業集落排水事業基金積立金
		5 農業集落排水事業基金積立金
27 公課費	71	27 公課費 71
		2 消費税
		1 消費税

(款) 3 諸支出金

(項) 1 繰出金

1 一般会計繰出金	1	1,362	1,363			1,362	
計	1	1,362	1,363			1,362	

28 繰出金	1,362	2 一般会計繰出金 1,362
		28 繰出金 1,362
		11 一般会計繰出金
		1 一般会計繰出金

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)			
補正後	長等										
	議員										
	その他の 特別職										
	計										
補正前	長等										
	議員										
	その他の 特別職										
	計										
比較	長等										
	議員										
	その他の 特別職										
	計										

2. 一般職
1 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>3</u> 2)	2,870	5,108	2,808	10,786	1,607	12,393	
補正前	(<u>2</u> 2)	2,004	5,087	2,808	9,899	1,595	11,494	
比較	(<u>1</u>)	866	21		887	12	899	

() 内は、一般職非常勤職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後			48		200			1,094	779	687	
	補正前			48		200			1,094	779	687	
	比較											

2 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	21	給与改定に伴う増減分		一般行政職 技能労務職	給与改定の状況 前年度 給料の改定率 0.20 % 本年度 給料の改定率(見込) 0.00 %
		昇給に伴う増減分		一般行政職 技能労務職	
		その他の増減分	21	退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 会計間異動の異動による 差額 その他	職員数の異動状況 現に在職する 職員数 計 補正後 2 人 2 人 補正前 2 人 2 人 増減 人 人 採用、退職の状況 採用 退職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職員手当		制度改正に伴う増減分		管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	
		その他の増減分		扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	

3 給与及び手当の状況

ア. 職員一人当たりの給与

(単位：円)

区 分		一 般 行 政 職
平成30年9月1日現在	平均給料月額	210,200
	平均給与月額	212,200
	平均年令	28歳11月
平成30年3月1日現在	平均給料月額	209,200
	平均給与月額	211,200
	平均年令	28歳 5月

イ. 初 任 給

(単位：円)

区 分	一般行政職	国の制度
		一般行政職
高 校 卒	151,500	147,100
大 学 卒	179,200	179,200

ウ. 等級別職員数

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
平成30年9月1日現在	7	()	()
	6	()	()
	5	()	()
	4	()	()
	3	()	()
	2	2	100.0%
	1	()	()
	計	2	100.0%
平成30年3月1日現在	7	()	()
	6	()	()
	5	()	()
	4	()	()
	3	()	()
	2	2	100.0%
	1	()	()
	計	2	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、技師補、主事、技師	困難な職務を分掌する主事、技師	主任、係長	困難な職務を分掌する係長、主査、主任主査	困難な職務を分掌する主任主査、出先機関の長の補佐、職務を指揮、監督する出先機関の長	特に困難な職務を指揮、監督する出先機関の長	部長

エ. 昇給

区分	合計	代表的な職種		
		一般行政職		
補正後	職員数 (A) (人)	2	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号給数別内訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)		
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
		号給 (人)		
比率 (B) / (A) (%)				
特別昇給に係る職員数 (人)				
補正前	職員数 (A) (人)	2	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号給数別内訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)		
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
		号給 (人)		
比率 (B) / (A) (%)				
特別昇給に係る職員数 (人)				

オ. 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	($\frac{1.075}{2.125}$)	($\frac{1.225}{2.275}$)	($\frac{2.3}{4.4}$)	有	
補正前	($\frac{1.075}{2.125}$)	($\frac{1.225}{2.275}$)	($\frac{2.3}{4.4}$)	有	
国の制度	($\frac{1.075}{2.125}$)	($\frac{1.225}{2.275}$)	($\frac{2.3}{4.4}$)	有	

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第12号

平成30年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度美浦村の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,517千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ887,917千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年9月11日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		160,000	5,250	165,250
	1 国庫補助金	160,000	5,250	165,250
4 県支出金		18,100	800	18,900
	1 県補助金	18,100	800	18,900
6 繰入金		179,252	840	180,092
	2 基金繰入金	89,211	840	90,051
7 繰越金		1	17,627	17,628
	1 繰越金	1	17,627	17,628
9 村債		217,800	6,000	223,800
	1 村債	217,800	6,000	223,800
歳入合計		857,400	30,517	887,917

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道費		622,293	30,223	652,516
	1 下水道管理費	150,291	17,723	168,014
	2 下水道事業費	472,002	12,500	484,502
2 諸支出金		1	294	295
	1 繰出金	1	294	295
歳 出 合 計		857,400	30,517	887,917

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
公 共 下 水 道 処 理 施 設 維 持 管 理 委 託 料	平成31年度から平成33年度まで	100,154
合 計		100,154

第 3 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	217,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し の後の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、銀行そ 他の場合には、 その債権者と協定 するところによ る。ただし村財政 の都合により据置 期間及び償還期限 を短縮し、もしく は繰上償還又は低 利に借換えするこ とができる。	223,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し の後の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、銀行そ 他の場合には、 その債権者と協定 するところによ る。ただし村財政 の都合により据置 期間及び償還期限 を短縮し、もしく は繰上償還又は低 利に借換えするこ とができる。
合 計	217,800				223,800			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	160,000	5,250	165,250
4 県支出金	18,100	800	18,900
6 繰入金	179,252	840	180,092
7 繰越金	1	17,627	17,628
9 村債	217,800	6,000	223,800
歳入合計	857,400	30,517	887,917

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 下水道費	622,293	30,223	652,516	6,050	6,000	18,173	
2 諸支出金	1	294	295			294	
歳 出 合 計	857,400	30,517	887,917	6,050	6,000	18,467	

2 歳入
(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費国庫補助金	160,000	5,250	165,250
計	160,000	5,250	165,250

節		説明	
区分	金額		
1 公共下水道事業費補助金	5,250	10 社会資本整備総合交付金	5,250

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

1 公共下水道費県補助金	18,100	800	18,900
計	18,100	800	18,900

1 公共下水道費県補助金	800	10 下水道整備支援事業費	800
--------------	-----	---------------	-----

(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 公共下水道事業基金繰入金	89,211	840	90,051
計	89,211	840	90,051

1 公共下水道事業基金繰入金	840	5 公共下水道事業基金繰入金	840
----------------	-----	----------------	-----

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1	17,627	17,628
計	1	17,627	17,628

1 前年度繰越金	17,627	5 前年度繰越金	17,627
----------	--------	----------	--------

(款) 9 村債

(項) 1 村債

1 下水道事業債	217,800	6,000	223,800
計	217,800	6,000	223,800

1 下水道事業債	6,000	50 公共下水道事業債	6,000
----------	-------	-------------	-------

3 歳 出
(款) 1 下水道費

(項) 1 下水道管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	45,074	17,723	62,797			17,723	
計	150,291	17,723	168,014			17,723	

節		説明
区分	金額	
		1 職員給与関係経費 130
2 給料	19	2 給料 19 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	111	3 職員手当等 111 1 扶養手当 △70 1 扶養手当
8 報償費	100	2 住居手当 120 1 住居手当
18 備品購入費	160	3 通勤手当 61 3 通勤手当 (一般職)
		2 下水道事務費 17,593
25 積立金	17,333	8 報償費 100 1 報償金 1 報奨金 18 備品購入費 160 2 機械器具費 1 機械器具費 25 積立金 17,333 16 公共下水道事業基金積立金 1 公共下水道事業基金積立金

(款) 1 下水道費

(項) 2 下水道事業費

1 公共下水道事業費	472,002	12,500	484,502	6,050	6,000	450
計	472,002	12,500	484,502	6,050	6,000	450

13 委託料	12,852	2 公共下水道整備事業 12,500 13 委託料 12,852 8 測量・設計・監理委託料 40 管渠工事設計委託料
15 工事請負費	△352	15 工事請負費 △352 1 土木工事 10 公共下水道工事

(款) 2 諸支出金

(項) 1 繰出金

1 一般会計繰出金	1	294	295			294
計	1	294	295			294

28 繰出金	294	2 一般会計繰出金 294 28 繰出金 294 11 一般会計繰出金 1 一般会計繰出金
--------	-----	--

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)			
補正後	長等										
	議員										
	その他の 特別職										
	計										
補正前	長等										
	議員										
	その他の 特別職										
	計										
比較	長等										
	議員										
	その他の 特別職										
	計										

2. 一般職
1 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	() 4		17,317	11,170	28,487	5,392	33,879	
補正前	() 4		17,298	11,059	28,357	5,392	33,749	
比較	()		19	111	130		130	

() 内は、一般職非常勤職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	86	324	210		400		756	3,975	3,083	2,336	
	補正前	156	204	149		400		756	3,975	3,083	2,336	
	比較	△ 70	120	61								

2 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	19	給与改定に伴う増減分		一般行政職 技能労務職	給与改定の状況 前年度 給料の改定率 0.20 % 本年度 給料の改定率(見込) 0.00 %
		昇給に伴う増減分		一般行政職 技能労務職	
		その他の増減分	19	退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 会計間異動の異動による 差額 その他	職員数の異動状況 現に在職する 職員数 計 補正後 4 人 4 人 補正前 4 人 4 人 増減 人 人 採用、退職の状況 採用 退職 計 人 人 人 会計間の異動 2 人
職員手当	111	制度改正に伴う増減分		管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	
		その他の増減分	111	扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	△ 70 120 61

3 給与及び手当の状況

ア. 職員一人当たりの給与

(単位：円)

区 分	一 般 行 政 職	
平成30年9月1日現在	平均給料月額	359,600
	平均給与月額	392,606
	平均年令	49歳10月
平成30年3月1日現在	平均給料月額	357,596
	平均給与月額	387,289
	平均年令	49歳 1月

イ. 初 任 給

(単位：円)

区 分	一般行政職	国の制度
		一般行政職
高 校 卒	151,500	147,100
大 学 卒	179,200	179,200

ウ. 等級別職員数

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
平成30年9月1日現在	7	()	()
	6	1	25.0%
	5	1	25.0%
	4	1	25.0%
	3	1	25.0%
	2	()	()
	1	()	()
	計	4	100.0%
平成30年3月1日現在	7	()	()
	6	1	25.0%
	5	1	25.0%
	4	1	25.0%
	3	1	25.0%
	2	()	()
	1	()	()
	計	4	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、技師補、主事、技師	困難な職務を分掌する主事、技師	主任、係長	困難な職務を分掌する係長、主査、主任主査	困難な職務を分掌する主任主査、出先機関の長の補佐、職務を指揮、監督する出先機関の長	特に困難な職務を指揮、監督する出先機関の長	部長

エ. 昇給

区分	合計	代表的な職種		
		一般行政職		
補正後	職員数 (A) (人)	4	4	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号給数別内訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)		
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
		号給 (人)		
比率 (B) / (A) (%)				
特別昇給に係る職員数 (人)				
補正前	職員数 (A) (人)	4	4	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号給数別内訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)		
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
		号給 (人)		
比率 (B) / (A) (%)				
特別昇給に係る職員数 (人)				

オ. 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	(<u>1.075</u>) 2.125	(<u>1.225</u>) 2.275	(<u>2.3</u>) 4.4	有	
補正前	(<u>1.075</u>) 2.125	(<u>1.225</u>) 2.275	(<u>2.3</u>) 4.4	有	
国の制度	(<u>1.075</u>) 2.125	(<u>1.225</u>) 2.275	(<u>2.3</u>) 4.4	有	

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第13号

平成30年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成30年度美浦村の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,530千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,182,230千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月11日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
【保険事業勘定】				
7 繰入金		201,117	△4,715	196,402
	1 一般会計繰入金	190,617	△4,715	185,902
8 繰越金		1	30,245	30,246
	1 繰越金	1	30,245	30,246
保険事業勘定歳入合計		1,152,700	25,530	1,178,230
歳入合計		1,156,700	25,530	1,182,230

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
【保険事業勘定】				
1 総務費		37,079	△4,715	32,364
	1 総務管理費	30,410	△4,715	25,695
4 基金積立金		50	22,079	22,129
	1 基金積立金	50	22,079	22,129
5 地域支援事業費		34,516	0	34,516
	3 包括的支援事業・任意事業費	6,770	0	6,770
7 諸支出金		438	8,166	8,604
	1 償還金及び還付加算金	436	5,512	5,948
	3 繰出金	1	2,654	2,655
保険事業勘定歳出合計		1,152,700	25,530	1,178,230
歳 出 合 計		1,156,700	25,530	1,182,230

平成 30 年 度

介護保険特別会計（保険事業勘定）

歳入歳出補正予算事項別明細書

記号番号	0 8 4 4 2 6	保険者名	美浦村
------	-------------	------	-----

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	201,117	△4,715	196,402
8 繰越金	1	30,245	30,246
歳入合計	1,152,700	25,530	1,178,230

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	37,079	△4,715	32,364			△4,715	
4 基金積立金	50	22,079	22,129			22,079	
5 地域支援事業費	34,516	0	34,516				
7 諸支出金	438	8,166	8,604			8,166	
歳 出 合 計	1,152,700	25,530	1,178,230			25,530	

2 歳 入
(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2 その他一般会計繰入金	49,959	△4,715	45,244
計	190,617	△4,715	185,902

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 職員給与費等繰入金	△4,715	1 職員給与費等繰入金	△4,715

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1	30,245	30,246
計	1	30,245	30,246

1 前年度繰越金	30,245	1 前年度繰越金	30,245
----------	--------	----------	--------

3 歳 出
(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	30,410	△4,715	25,695			△4,715	
計	30,410	△4,715	25,695			△4,715	

節		説明	
区分	金額		
		1 職員給与関係経費	△4,715
2 給料	△2,700	2 給料	△2,700
		2 一般職給	
		1 一般職給	
3 職員手当等	△1,335	3 職員手当等	△1,335
		3 通勤手当	45
		3 一般職	
4 共済費	△680	9 期末手当	△650
		3 一般職	
		10 勤勉手当	△400
		1 勤勉手当	
		12 退職手当	△330
		3 一般職	
		4 共済費	△680
		2 職員共済組合負担金	
		3 職員共済組合負担金 (一般職)	

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 介護給付費準備基金積立金	50	22,079	22,129			22,079	
計	50	22,079	22,129			22,079	

25 積立金	22,079	2 介護給付費準備基金積立金	22,079
		25 積立金	22,079
		11 介護給付費準備基金積立金	
		1 介護給付費準備基金積立金	

(款) 5 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業・任意事業費

5 在宅医療・介護連携推進事業費	1,234	0	1,234				
7 認知症総合支援事業費	1,843	0	1,843				
計	6,770	0	6,770				

1 報酬	152	2 在宅医療・介護連携推進事業費	
		1 報酬	152
		3 非常勤職員報酬	
		89 在宅医療・介護連携推進協議会委員	
8 報償費	△173	8 報償費	△173
		1 報償金	
		1 報奨金	
9 旅費	21	9 旅費	21
		1 費用弁償	
		1 費用弁償	
1 報酬	101	2 認知症総合支援事業費	
		1 報酬	101
		3 非常勤職員報酬	
		90 認知症総合支援協議会委員	
8 報償費	△115	8 報償費	△115
		1 報償金	
		1 報奨金	
9 旅費	14	9 旅費	14
		1 費用弁償	
		1 費用弁償	

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 償還金	3	5,512	5,515			5,512	
計	436	5,512	5,948			5,512	

節		説明
区分	金額	
		2 国庫支出金等返還金 5,512
23 償還金、利子及び割引料	5,512	23 償還金、利子及び割引料 5,512
		5 国庫支出金等返還金
		1 国庫支出金返還金 3,025
		2 支払基金交付金返還金 670
		3 県支出金返還金 1,817

(款) 7 諸支出金

(項) 3 繰出金

1 一般会計繰出金	1	2,654	2,655			2,654	
計	1	2,654	2,655			2,654	

		2 一般会計繰出金 2,654
28 繰出金	2,654	28 繰出金 2,654
		11 一般会計繰出金
		1 一般会計繰出金

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)			
補正後	長等										
	議員										
	その他の 特別職	36	1,908					1,908		1,908	
	計	36	1,908					1,908		1,908	
補正前	長等										
	議員										
	その他の 特別職	16	1,655					1,655		1,655	
	計	16	1,655					1,655		1,655	
比較	長等										
	議員										
	その他の 特別職	20	253					253		253	
	計	20	253					253		253	

2. 一般職
1 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>3</u> 6)	5,122	23,152	14,338	42,612	7,576	50,188	
補正前	(<u>3</u> 7)	5,122	25,852	15,673	46,647	8,256	54,903	
比較	(<u> </u> △ 1)		△ 2,700	△ 1,335	△ 4,035	△ 680	△ 4,715	

() 内は、一般職非常勤職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	180		555		1,250		324	5,215	3,653	3,161	
	補正前	180		510		1,250		324	5,865	4,053	3,491	
	比較			45					△ 650	△ 400	△ 330	

2 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	△ 2,700	給与改定に伴う増減分	一般行政職 技能労務職	給与改定の状況 前年度 給料の改定率 0.20 % 本年度 給料の改定率(見込) 0.00 %
		昇給に伴う増減分	一般行政職 技能労務職	
		その他の増減分	△ 2,700	退職者・新採用者差額 2,964 特別昇給・昇格差額 会計間異動の異動による差額 △ 5,689 その他 25
職員手当	△ 1,335	制度改正に伴う増減分	管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	
		その他の増減分	△ 1,335	扶養手当 住居手当 通勤手当 45 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 △ 650 勤勉手当 △ 400 退職手当 △ 330

3 給与及び手当の状況

ア. 職員一人当たりの給与

(単位：円)

区 分	一 般 行 政 職	
平成30年9月1日現在	平均給料月額	318,750
	平均給与月額	353,036
	平均年令	44歳8月
平成30年3月1日現在	平均給料月額	308,767
	平均給与月額	329,784
	平均年令	40歳11月

イ. 初 任 給

(単位：円)

区 分	一般行政職	国の制度
		一般行政職
高 校 卒	151,500	147,100
大 学 卒	179,200	179,200

ウ. 等級別職員数

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
平成30年9月1日現在	7	()	()
	6	()	()
	5	() 1	() 16.7%
	4	() 2	() 33.3%
	3	() 2	() 33.3%
	2	() 1	() 16.7%
	1	()	()
	計	() 6	() 100.0%
平成30年3月1日現在	7	()	()
	6	()	()
	5	() 1	() 14.3%
	4	() 2	() 28.5%
	3	() 3	() 42.9%
	2	()	()
	1	() 1	() 14.3%
	計	() 7	() 100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、主事、看護師、保健師、社会福祉士	困難な職務を分掌する主事、看護師、保健師、社会福祉士	主任、係長、主任看護師、主任保健師、主任社会福祉士	困難な職務を分掌する係長、主査、主任主査	困難な職務を分掌する主任主査、課長補佐、課長	特に困難な職務を分掌する課長	部長

エ. 昇給

区分	合計	代表的な職種		
		一般行政職		
補正後	職員数 (A) (人)	6	6	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号給数別内訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)		
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
		号給 (人)		
比率 (B) / (A) (%)				
特別昇給に係る職員数 (人)				
補正前	職員数 (A) (人)	7	7	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号給数別内訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)		
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
		号給 (人)		
比率 (B) / (A) (%)				
特別昇給に係る職員数 (人)				

オ. 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	(<u>1.075</u>) 2.125	(<u>1.225</u>) 2.275	(<u>2.3</u>) 4.4	有	
補正前	(<u>1.075</u>) 2.125	(<u>1.225</u>) 2.275	(<u>2.3</u>) 4.4	有	
国の制度	(<u>1.075</u>) 2.125	(<u>1.225</u>) 2.275	(<u>2.3</u>) 4.4	有	

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第14号

平成30年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度美浦村の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度美浦村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 水道事業収益	584,341 千円	0 千円	584,341 千円

支出

第1款 水道事業費用	577,823 千円	△ 17,988 千円	559,835 千円
第1項 営業費用	540,580 千円	△ 17,988 千円	522,592 千円

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
配水場運転管理業務委託料	平成31年度～平成33年度	93,645千円
検針業務委託料	平成31年度～平成33年度	33,672千円

平成30年9月11日提出

美浦村長 中島 栄

平成30年度 美浦村水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費用			577,823	△ 17,988	559,835	
	1. 営業費用		540,580	△ 17,988	522,592	
		1. 配水及び給水費	83,263	△ 15,438	67,825	
		2. 総係費	38,511	△ 2,550	35,961	

平成30年度 美浦村水道事業予定キャッシュフロー計算書

(平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日)

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	9,857	16,850	26,707
減価償却費	123,363	0	123,363
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,400	0	1,400
修繕引当金の増減額 (△は減少)	1	0	1
賞与引当金の増減額 (△は減少)	118	0	118
長期前受金戻入額	△ 27,122	0	△ 27,122
受取利息及び受取配当金	△ 14	0	△ 14
支払利息	22,040	0	22,040
未収金の増減額 (△は増加)	△ 4,829	0	△ 4,829
未払金の増減額 (△は減少)	△ 1	1,138	1,137
小計	124,813	17,988	142,801
利息及び配当金の受取額	14	0	14
利息の支払額	△ 22,040	0	△ 22,040
業務活動によるキャッシュ・フロー	102,787	17,988	120,775
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 23,109	0	△ 23,109
他会計補助金による収入	1	0	1
工事負担金による収入	1	0	1
加入金による収入	1,908	0	1,908
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 21,199	0	△ 21,199
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 72,887	0	△ 72,887
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 72,887	0	△ 72,887
資金増加額 (又は減少額)	8,701	17,988	26,689
資金期首残高	890,833	0	890,833
資金期末残高	899,534	17,988	917,522

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位:千円)

	職員数		給 与 費					法定福利費	合 計	
	特別職(人)	一般職(人)	報酬	給料	賃 金	手当	計			
補正後	損益勘定支弁職員		4		15,626		9,994	25,620	5,020	30,640
	資本勘定支弁職員									
	合 計		4		15,626		9,994	25,620	5,020	30,640
補正前	損益勘定支弁職員		4		16,707		11,294	28,001	5,320	33,321
	資本勘定支弁職員									
	合 計		4		16,707		11,294	28,001	5,320	33,321
比較	損益勘定支弁職員				△ 1,081		△ 1,300	△ 2,381	△ 300	△ 2,681
	資本勘定支弁職員									
	合 計				△ 1,081		△ 1,300	△ 2,381	△ 300	△ 2,681

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後	900	324	195		540		3,666	2,113	2,256
	補正前	900	324	245		540		4,166	2,863	2,256
	比 較			△ 50				△ 500	△ 750	

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位:千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	△ 1,081	給与改定に伴う増減分	一般行政職	給与改定の状況 前年度 給与改定率 0.20 % 本年度 給与改定率(見込) 0.00 %
		昇給に伴う増減分	一般行政職	
		その他の増減分	△ 1,081	採用、退職に係る増減 採用 人 退職 人 会計間の異動 人 その他 △ 1,081 採用、退職の状況 採用 退職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職員手当	△ 1,300	制度改正に伴う増減	扶養手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	
		その他の増減分	△ 1,300	扶養手当 通勤手当 △ 50 時間外勤務手当 管理職手当 期末手当 △ 500 勤勉手当 △ 750 退職手当

3. 給与及び手当の状況

(1) 職員一人当たりの給与

(単位:円)

区 分		事 務 職	技 術 職
平成30年9月1日現在	平均給料月額	358,800	328,950
	平均給与月額	398,000	374,590
	平均年齢	47歳 9月	45歳 3月
平成30年3月1日現在	平均給料月額	364,850	328,350
	平均給与月額	378,950	362,350
	平均年齢	47歳 3月	44歳 9月

(2) 初 任 給

(単位:円)

区 分	一般行政職(円)	一般会計の制度	
		一般行政職(円)	
高 校 卒	151,500	151,500	
大 学 卒	179,200	179,200	

(3) 級別職員数

区 分	一般行政職			一般会計の制度		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成30年9月1日現在	7	()	()	7	()	()
	6	()	()	6	()	()
	5	()	()	5	()	()
	4	()	()	4	()	()
	3	3	75.0	3	()	()
	2	1	25.0	2	()	()
	1	()	()	1	()	()
	計	4	100.0	計	()	()
平成30年3月1日現在	7	()	()	7	()	()
	6	()	()	6	()	()
	5	()	()	5	()	()
	4	()	()	4	()	()
	3	3	75.0	3	()	()
	2	1	25.0	2	()	()
	1	()	()	1	()	()
	計	4	100.0	計	()	()

(級別の標準的な職務内容)

区 分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、技師補、主事、技師の職務	困難な職務を分掌する主事、技師の職務	主任、係長の職務	困難な職務を分掌する係長の職務、主査、主任主査の職務	困難な職務を分掌する主任主査の職務、課長補佐及び出先機関の長を補佐する職務、課長の職務	特に困難な職務を分掌する課長の職務、特に困難な職務を指揮、監督する出先機関の長の職務	部長の職務

(4) 昇 給

区 分		合 計	代表的な職種			
補 正 後	職員数(A)(人)	4				
	昇給に係る職員数(B)(人)					
	号給数別内訳	2号給(人)				
		4号給(人)				
		6号給(人)				
		8号給(人)				
	号給(人)					
比 率(B)/(A) (%)						
特別昇給に係る職員数(人)						
補 正 前	職員数(A)(人)	4				
	昇給に係る職員数(B)(人)					
	号給数別内訳	2号給(人)				
		4号給(人)				
		6号給(人)				
		8号給(人)				
	号給(人)					
比 率(B)/(A) (%)						
特別昇給に係る職員数(人)						

(5) 特殊勤務手当

	全職種			
給料総額に対する比率(%)	0			
支給対象職員の比率(%)	0			
代表的な特殊勤務手当の名称				

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(<u>1.075</u>) 2.125	(<u>1.225</u>) 2.275	(<u>2.3</u>) 4.4	有	
補正前	(<u>1.075</u>) 2.125	(<u>1.225</u>) 2.275	(<u>2.3</u>) 4.4	有	
一般会計の制度	(<u>1.075</u>) 2.125	(<u>1.225</u>) 2.275	(<u>2.3</u>) 4.4	有	

(7) 定年退職及び勸奨退職による退職手当

区 分	20年勤続の 者 (月分)	25年勤続の 者 (月分)	35年勤続の 者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置 等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置(2~20%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	同上	

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との差異	差異の内容
扶養手当	一般会計の制度に同じ	
地域手当	〃	
住居手当	〃	
通勤手当	〃	

平成30年度 美浦村水道事業会計補正予算明細書

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 水道事業費用			577,823	△ 17,988	559,835
	1. 営業費用		540,580	△ 17,988	522,592
		1. 配水及び給水費	83,263	△ 15,438	67,825
		2. 総係費	38,511	△ 2,550	35,961

節		説 明
区 分	金 額	
給料	19	・給料
手当	△ 150	・勤勉手当
修繕費	△ 15,307	・阿見町道の駅水道管切回し
給料	△ 1,100	・給料
手当	△ 1,150	・期末手当 △ 500 ・勤勉手当 △ 600 ・通勤手当 △ 50
法定福利費	△ 300	・茨城県市町村共済組合